

分野	3 情報・通信関係 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設のための鉄道高架橋脚空間の活用			
意見・要望等の内容	民間への橋脚空間利用を開放するよう各管理者に指導してほしい。			
関係法令	なし	共管	内閣府、総務省等	
制度の概要	鉄道事業者が所有する鉄道施設の貸出しについては、従来より鉄道事業者が、申し込みに対する窓口を設置し、安全の確保を含め鉄道事業に支障がないか等の観点から個別に判断している。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 8 4 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
<p>(説明)</p> <p>新幹線鉄道等の橋脚空間の使用を困難とするような規制は行っておらず、規制緩和に関する意見・要望ではない。</p> <p>鉄道事業者が所有する鉄道施設のスペースについて、鉄道事業に支障がないか等の観点から検討を行い、通信事業者への貸出しを行っていることと承知している。安全の確保を含め、鉄道事業に支障がない限り、国土交通省としても特に反対するものではない。</p> <p>なお、規制緩和推進3か年計画3-(7)のとおり、貸出しに関する苦情については、関係省庁会議において受け付けている。</p>				
担当局課室名	鉄道局施設課(連絡先) 03-5253-8553			

分野	3 情報・通信関係 (7) その他	意見・要望提出者	米 国
項目	線路敷設権と既存事業者へのアクセス		
意見・要望等の内容	線路敷設権に関して、2000年度中に日本政府全体で一本化された規制を実施し、その規制を鉄道会社にも適用することを検討する。		
関係法令	なし	共管	内閣府、総務省等
制度の概要	鉄道事業者が所有する鉄道施設の貸出しについては、従来より鉄道事業者が、申し込みに対する窓口を設置し、安全の確保を含め鉄道事業に支障がないか等の観点から個別に判断している。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 8 5 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし		
(説明)	<p>鉄道事業者が所有する鉄道施設のスペースについて、鉄道事業に四方がないか等の観点から検討を行い、通信事業者への貸出しを行っていることを承知している。安全の確保を含め、鉄道事業に支障がない限り、国土交通省としても特に反対するものではない。</p> <p>なお、内閣内政審議室(IT)担当室とりまとめにより、「IT担当室」とりまとめにより、「IT戦略会議」において「線路敷設権の円滑化」が決定され、現在総務省が関係省庁と協議し、「ガイドライン」を策定しているところである。</p>		
担当局課室名	鉄道局総務課鉄道企画室 (連絡先: 03-5253-8526)		

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	I R U (Indefeasible Right of User = 破棄し得ない使用権) 方式による他事業者への芯線使用における道路占用からの除外			
意見・要望等の内容	<p>通信線を I R U で取得しようとする他の事業者は、管路所有者に対して、管路に係わる占用目的変更許可申請を依頼しなければならず、手続が煩雑となる。そもそも、I R U として他の事業者に貸し出すとしても、その通信線自体に変化はなく、また、I R U は長期的・安定的な契約の下で使用権を設定したものであり、譲渡には当たらないと考えるのが妥当である。</p> <p>また、占用目的変更許可を得るまで I R U による芯線を使用できない。</p> <p>これらのことから、既設の電線を I R U 方式により他の事業者に芯線の一部を使用させる場合は、道路占用にあたらぬものとする。</p>			
関係法令	道路法第 3 2 条、第 3 6 条等	共管	なし	
制度の概要	<p>道路に電線等を敷設して道路を使用しようとする場合は、道路法第 3 2 条第 1 項により道路管理者の許可を受けなければならず、道路占用許可を受けようとする者は、同条第 2 項により、道路の占用の目的等を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならないとされている。</p> <p>また、同条第 3 項により、道路占用許可に係る目的等を変更しようとする場合は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 8 6 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 】			
(説明)	<p>道路占用許可を受けている事業者が、当該許可に係る道路の占用の目的を変更しようとする場合には、道路法第 3 2 条第 3 項により、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>既設の電線の芯線の一部を I R U 契約によって他の事業者で使用させようとする場合には、占用物件の外観そのものに変更をもたらすものではないが、道路の占用の目的は、例えば第一種電気通信事業者の占用する電線等がその第一種電気通信事業の用に供するものとして、同法第 3 6 条の規定に該当するものであるか否か等、占用の許否の重要な要素であり、道路管理者においては、占用許可を受けた者が当該許可に係る物件の使用形態を変更する場合は、それが当該物件をいかなる目的で使用するためであるかということについて、適否を判断する必要がある。</p>			
担当局課室名	道路局路政課 (連絡先 : 03-5253-8481)			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	スマート・ウェー・サービス用ビーコンの自動車専用道路、一般道路双方における整備の実現			
意見・要望等の内容	スマート・ウェー用電波ビーコンは、自動車専用道路のみならず、一般道路にも配備されるものとすべきである。			
関係法令	なし	共管	警察庁	
制度の概要	制度は特になし			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 87 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明) 現在研究開発を行っているところであり、具体的な配備については今後検討していく。				
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先: 03-5253-8484)、企画課			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会 (社) 関西経済連合会	
項目	交通情報提供の民間活用			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の道路交通情報データの民間事業者への全面的な提供、ならびに、そのデータに民間事業者が独自に編集した道路交通情報データを組み合わせるなど、自由に編集・加工された高付加価値情報の提供をできるようにする。 ・VICS 情報提供先制限を緩和する。 			
関係法令	道路交通法第109条の2等	共管	警察庁	
制度の概要	民間による交通情報の加工・編集は原則禁止されている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 88 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【 1(3)エ 】</p> <p>a 道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最低限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法を改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。(第151回国会に関係法案提出)</p> <p>b 交通渋滞予測等の先進的な技術については、産官学の多面的な視点で可及的速やかに検証を行い、民間事業分野における実用化を推進する。</p>			
(説明)	<p>道路交通情報を提供する一端を担っている国土交通省としても、今後民間事業者が道路交通情報を自由に編集・加工した情報提供が適正に行われるよう、検討を行っていく。また、財団法人道路交通情報通信システムセンターからの情報提供先については、車載機以外へも提供できるよう指導を行っており、現在財団法人道路交通情報通信システムセンター等で諸条件の整備を行っているところ。</p>			
担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先: 03-5253-8484)、企画課、国道課、有料道路課、高速国道課			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会
項目	建設工事の請負契約の電子化		
意見・要望等の内容	電子署名、電子認証の法制度の整備に伴い、建設業において、建設請負契約の締結に際し、工事内容・請負代金等建設業法に定める一定事項の書面への記載、署名・捺印を求める事項を電子化に対応した内容に改定することを認めるべきである。		
関係法令	建設業法第19条第1項	共管	
制度の概要	民法によれば請負契約は両当事者の合意によって成立する諾成契約とされており（民法第632条）、何らの様式を必要としない。したがって、いわゆる口約束だけでも効力を生ずる。しかし、それでは内容が不明確、不正確となり、後日紛争の原因ともなるので、工事の内容その他の契約の内容となるべき重要な事項についてはできるだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことが必要であり、第19条の規定が設けられた。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係89頁		
状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 (実施(予定)時期：平成13年4月施行予定)		
規制改革推進3か年計画における記載	【】		
<p>(説明)</p> <p>「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（平成12年11月27日公布）において、建設業法第19条第3項として以下の内容が追加され、電子的手法による契約の締結が可能となった。但し、建設工事請負契約書については、同法第40条の3で5年間の保管義務があるなど建設業者の営業状況等を確認する重要な手段となっているため、実施に当たって必要な省令等の立案を鋭意進めているところである。</p> <p>建設業法第19条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 建設工事の請負契約の当事者は、前項二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。</p>			
担当局課室名	総合政策局建設業課（連絡先：03-5253-8277）		

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設のための高速道路及び鉄道の高架橋脚空間の活用			
意見・要望等の内容	民間への橋脚空間利用を開放するよう各管理者に指導して欲しい。 【施行コスト、メンテナンスコストの削減およびインフラ整備の活発化】			
関係法令	道路法32条等	共管	なし	
制度の概要	<p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。高速道路についても同様であるが、電気通信、電気、水道及びガス等の公益事業に資する工作物であっても、道路を縦断的に使用させることは、原則として許可しない取扱いとしている。</p> <p>これは、道路を使用させるに当たり、設置・保守作業等に起因する道路の掘返し、車線規制等により道路の構造の保全、交通安全等に重大な支障を及ぼすおそれがあることによる。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 90 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【 1(3)ア 】 高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。			
(説明)	<p>高架橋脚空間における光ケーブル等の縦断的な設置については、高架橋の橋梁床板裏面への敷設工事・保守を実施する際に、長距離・長期間に及び本線上の車線規制を伴う場合が多く、道路管理上の支障を来すおそれがあることに加え、交通渋滞の発生等による社会的影響は極めて多大なものとなることから、原則として認めていない。(ただし、当該箇所には代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合で、占用許可基準を満たす場合に限り、占用許可を行っている。(例: 瀬戸大橋などの長大橋やトンネル))</p> <p>今後高速道路空間の利用のあり方については、IT基本戦略における趣旨(超高速インターネット網の早期整備等)を踏まえ、検討を進めていくこととしている。</p>			
担当局課室名	道路局 路政課(連絡先: 03-5253-8479)			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会
項目	光ファイバケーブル敷設の河川横断時の手続き、申請の見直し		
意見・要望等の内容	敷設可能な空間があれば、簡単な手続きで許可してほしい。		
関係法令	河川法第24条、第26条	共管	なし
制度の概要	河川敷地の占用許可の審査基準である河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日付建設事務次官通達)において、電気通信事業者による情報通信又は放送用ケーブルの設置についても占用を許可できることとしており、個別の占用許可等の申請に対し、河川管理上の支障の有無等を判断して占用等を許可することとしている。		
中間公表資料との関係	国土交通省関係91頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:平成12・13年度)		
規制改革推進3カ年計画における記載	【 ・1・(3)・ア・ ・(b) 】 ix) 河川占用許可に関し、光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等の周知を図る。平成13年度に周知 x) 道路や河川に線路敷設を行う際の手続に関する占用許可手続きマニュアル(平成12年度作成)の周知を図る。平成13年度に周知		
(説明)	河川占用手続の期間短縮に資するため、平成12年度内に光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等を明確にするとともに、河川に線路敷設を行う際の手続の円滑化を図るため、平成12年度内に占用申請手続のわかりやすいマニュアルを作成することとしている。 また、橋梁添架の位置のみだけでなく、平成12年度内に河川区域内の全域について光ファイバケーブルの敷設のために占用可能な場所を網羅的に示すこととしている。 さらに、これらのことについて平成13年度に周知を図ることとしている。		
担当局課室名	河川局水政課(連絡先:03-5253-8439)、治水課		

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会	
項目	ケーブル敷設に係わる道路占用料等の見直し			
意見・要望等の内容	<p>ケーブル敷設時には、一次占用者は占用申請・占用料の支払いを行わなければならないのに比べ、二次占用者は一定の基準を満たせば申請および占用料の支払いを免れる法制度となっているので、一次占用者に負担感が大きい。一次占用者と二次占用者の間の不公平感を是正するよう改正すべきである。</p> <p>(道路占用料等の削減により、日本における情報通信インフラの整備に係るコスト削減、コスト削減による低価格でより良いサービス、品質等を提供できるようになり、日本経済の復興の起爆剤となる e ビジネス・IT 化の発展の寄与することが期待できる。)</p>			
関係法令	道路法第 32 条、第 39 条等	共管	なし	
制度の概要	<p>一次占用者の既設管路等に二次占用者が新たにケーブルを敷設する場合等について、一定の要件を満たすものについては、新たな占用として取り扱わず、一次占用者が道路法第 32 条第 3 項により占用の目的の変更許可を受けることで足り、二次占用者は道路管理者に対して占用許可申請を要しないこととしている。この手続による場合は、二次占用者は占用料の支払い義務は生じないこととなる。</p> <p>(「電気通信設備等のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 31 号))</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 92 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【】			
(説明)	<p>道路の占用料は、その土地の使用に対する対価として、直轄国道については、固定資産税評価額等を基にその物件の占用面積等に応じた額又は率を定めているものであるが、管路の占用料については、電線類の地中化を推進する観点から、地上占用物件の 3 分の 1 としており、管路所有者たる一次占用者の負担を軽減しているところである。</p> <p>なお、上記通達による取扱いの対象とする類型は新たな占用として取り扱う必要がないと考えられるものであるため、二次占用者からは占用料も徴収しないこととしているものであるが、一般的には、二次占用者は、一次占用者及び二次占用者の間における契約に基づき、一次占用者に対して使用料を支払うこととなると考えられるところであり、また、これにより、全体として一次占用者及び二次占用者の負担するコストの削減が図られている。</p>			
担当局課室名	道路局路政課(連絡先: 03-5253-8481)			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 関西経済連合会	
項目	電気通信工事業の特定認可における技術者資格の緩和			
意見・要望等の内容	<p>(要望) 技術士・実務経験者に加えて、取得が比較的容易な資格(例えば「電気通信工事施工管理技師(仮称)」)を制定する。</p> <p>(理由) 電気通信工事業の特定許可においては、電気・電子の技術士か、2年間の指導監督経験を持つ実務経験者が技術者として必要であるが、有資格者が少ないため新規事業参入が阻害されている。</p>			
関係法令	建設業法第3条、第15条など	共管		
制度の概要	<p>建設業の許可要件の一つである営業所に設置する専任技術者の要件は、電気通信工事業(特定建設業)においては、次のいずれかである必要がある。</p> <p>技術士「電気・電子部門」</p> <p>一定の実務経験(電気通信工事に関し大学・短大・高専指定学科卒業後3年、高校指定学科卒業後5年、その他10年(うち発注者から直接請け負った請負金額が4,500万円以上の工事に関し指導監督的実務経験2年以上を含む)を有する者。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係93頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)	<p>今後、電気通信工事において、新たな資格が必要であるかどうかについては様々な観点から調査・検討を行いたい。</p>			
担当局課室名	総合政策局建設業課(連絡先: 03-5253-8277)			

分野	3 情報・通信 (7) その他	意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会
項目	ITS (高度道路交通システム) の省庁横断的推進【新規】		
意見・要望等の内容	<p>ITS推進に向けて、政府は関係省庁連絡会議を設置しているものの、個々のプロジェクトについては、経済産業省、総務省、国土交通省道路局、国土交通省自動車交通局、警察庁の省庁毎、局毎に実施されていることが多く、相互の連携が不十分である。</p> <p>従来の縦割りの取り組みを前提にするのではなく、国民・利用者の視点からITS推進体制を再構築すべきである。具体的には 歩行者関連、 道路交通環境対策 (通常時の交通)、 救急・緊急事態対応、 道路交通情報・交通需要管理 (渋滞の緩和等)、 安全運転支援の分野毎に横串を刺して連携を強化するとともに、各省庁の責任を明確にした取り組みを実現すべきである。</p> <p>例えば、安全運転の支援に向けてドライバーに関連情報を提供する観点から、関係省庁の連携の強化が期待される (国土交通省の走行支援道路システム、先進安全自動車の研究開発、警察庁の安全運転支援システムの研究開発等)。</p> <p>なお、交通情報の収集に関しては、橋梁上にはセンサーの配備が行われず、VICS情報の収集が不可能となっているケースがあり、改善が求められる (警察庁は一般道に、国土交通省は自動車専用道路にセンサーを配備)。</p>		
関係法令	なし	共管	警察庁、総務省、 経済産業省
制度の概要	なし		
中間公表資料との関係	新規		
状況	措置済・措置予定 (実施 (予定) 時期 :	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし		
<p>(説明)</p> <p>ITSについては関係4省庁 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省) で策定したITS推進に関する全体構想に基づき、相互に連絡調整を図り進めているところ。</p> <p>今後とも、各省庁連携し、ITSの推進を行っていく。</p>			
担当局課室名	道路局道路交通管理課 (連絡先 : 03 - 5253 - 8484) 自動車交通局企画室		